



2021年4月1日に開始する  
総額表示の義務化への対応

# 消費税相当額を含んだ 総額表示が義務化されます。

令和3年4月1日から、消費者に対する「値札」や「広告」などにおいて価格を表示する場合には、  
消費税相当額を含んだ支払総額の表示を義務付ける 総額表示 が実施されます。



値段の貼替えなどの事務負担に配慮する観点から、2021年3月31日までは、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じていれば、税込価格の表示を要しないという特例が設けられていましたが、4月1日からは総額表示が義務化されますので、適切に対応しましょう。



## 1 総額表示と対象となる取引

### ① 総額表示とは

総額表示とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額を含めた価格を表示することをいいます。

「税抜価格表示」ではレジでいくら支払えばいいか分かりにくいという問題がありました。また、税込表示と税抜表示が統一されていなかったため、同一商品でありながらお店によって表示が異なり、価格を比較しにくいという問題がありました。総額表示が義務付けられると、こうした煩わしさが解消され、納税者の消費税に対する理解が深まる期待されています。

### ② 対象となる取引

消費者に対して、課税事業者が商品やサービスを販売する場合、いわゆる小売段階の価格表示を行うときに総額表示が義務付けられます。価格表示がどのような表示媒体によるものかを問いません。

#### 【具体例】

- 値札、商品陳列棚、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- 商品のパッケージなどへの印字や貼付した価格表示
- 新聞折込広告、ダイレクトメールなどにより配布するチラシ
- 新聞、雑誌、テレビ、インターネット、電子メールなどの媒体を利用した広告
- メニュー、看板、ポスターなど



(注) 税抜価格表示による商品カタログなどを使用する場合には、税抜価格と税込価格を対比した価格表を挟み込むなどの対応が必要です。

## 2 具体的な表示例

2021年3月31日まではOK。4月1日からはNG!



10,000円 (税別)

10,000円 (税抜)

表示価格は税別です。

10,000円 (本体価格)

10,000円 + 消費税

価格は全て税抜価格です。



2021年4月1日以降の表示例



11,000円

11,000円 (税抜価格10,000円)

11,000円 (うち消費税額等1,000円)

11,000円 (税抜価格10,000円、消費税額等1,000円)

### ポイント

- 支払総額である「11,000円」さえ表示されていればよい!
- 消費税額を含んだ額が明瞭に表示されていれば総額表示!
- 総額表示に伴って税込価格の設定を行う場合の1円未満の端数は、四捨五入、切り捨て、切り上げのいずれの方法により処理してもよい!



## 3 免税事業者の価格表示は?

免税事業者は、そもそも取引に課される消費税がありませんので、「税抜価格」を表示して、別途、消費税相当額を受け取るといったことは、消費税の仕組み上、予定されていません。

したがって、免税事業者は「総額表示義務」の対象とされていませんが、仕入に係る消費税相当額を織り込んだ消費者の支払うべき価格を表示することが適正な表示といえるでしょう。